

5 志津川地区まちづくり協議会総会の開催について

志津川地区まちづくり協議会の設立総会が、9月1日(土)に、ベイサイドアリーナ文化交流ホールで開催され、約120名の出席がありました。

設立総会では準備委員会からの経緯を説明後、規約や役員など、年次総会では年間の活動計画や予算が採決され、原案どおり可決されました



この中で出された主な意見と回答は以下の通りです。

◆設立総会

○志津川地区は南三陸町の中心的な存在である。歌津地区や戸倉地区との連携も図っていくべきではないか。

→志津川地区としての活動がメインであるが、将来的にはまちづくり協議会間の連携も図ってきたい。

○歌津地区や戸倉地区の協議会の情報も提供してほしい。

→今後の課題であるが、適宜、情報発信していきたい。

◆年次総会

○住民の意見を聞く場面として、小中学生などの意見も参考とするのか。また、町外の仮設(南方など)でも開催するのか。

→今後、協議会の中で検討していくこととなる。

○協議会で議論できる範囲はどこまでか。

→例としては、町で国道や県道など骨格となる施設について関係機関と協議を行い、協議会ではこれに基づいて周辺の土地利用を考えていくこととなる。

今後の活動としては、9月中に役員会を開催し、各分野ごとに話し合う専門部会を設立します。設立した専門部会の活動内容・委員などは、今後協議会が発行する会報の中でご紹介する予定です。

なお、9月5日現在の会員数は414世帯ですが、**協議会への参加申し込みは随時受け付けております。また、設立総会に欠席された方も協議会に参加可能ですので、参加資格(志津川小学校区に被災時若しくは現在お住まいの方)を有する世帯全体の協議会への参加をお願いします。**参加を強制するものではありませんが、協議会の趣旨をご理解いただき、皆様の参加をお願いいたします。

参加申し込みは、既に郵送済みの参加申込はがきに連絡先等をご記入の上、ご提出下さい。

お問い合わせ先

南三陸町 復興事業推進課 電話：0226-46-1379 FAX：0226-46-5348

住所：〒986-0792 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56-2

H P：http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/

歌津総合支所 電話：0226-36-2111

<第7号>

平成24年9月
編集・発行
南三陸町
復興事業推進課
電話：0226-46-1379

住宅高台移転まちづくりニュース

1 住宅用地の買取申出書受付開始のお知らせ

町では、高台移転を進めるための災害危険区域の指定を順次行ってきましたが、10月1日以降は町内全域で災害危険区域が施行される予定です。災害危険区域施行後、東日本大震災発生時(平成23年3月11日時点)に、住宅用地として使用していた土地の買取りを希望される方について、町で買取りを行うことができます。

災害危険区域内の土地所有者の方を対象に、**被災時に住居として利用していた住宅用地**についての「住宅用地買取申出書」を郵送いたしますので、住宅用地の買取りを希望される方は必ず住宅用地買取申出書を提出してください。なお、住宅用地買取申出書の申請期間は10月1日(月)から11月30日(金)までの2ヶ月間となっていますので、ご了承ください。

住宅用地の買取りに当たり、基礎撤去申請が提出されていない場合は、自己負担で更地にする必要があります。ご不明な点は町役場建設課(TEL 0226-46-1377)まで問合せください。

2 防災集団移転促進事業の進捗状況について

8月16日発行の高台移転ニュースで紹介した9地区に続き、清水地区、志津川東地区・中央地区・西地区、保呂毛・田尻畑地区が、まもなく移転先の詳細設計を行うための測量調査等に入る予定です。防災集団移転促進事業は、国の予算である復興交付金を財源とした事業で、9月に上記地区の計画案について国土交通大臣の同意が得られることとなり、詳細設計等を行うことが可能となりました。事業実施予定区域においては、測量等の調査の実施にともなう土地の立ち入り等を行う必要が生じます。近隣にお住まいの方や土地所有者の方のご理解とご協力よろしくお願ひします。

| 地区名 | 平成24年度 | | | | | | | | | | | | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------------------------------|-----------|----|----------------------|----|----|----|-----|-----|------|----|----|----|--------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 馬場・中山、寄木・葦の浜、藤浜 | 合意形成・事業計画 | | 測量・実施設計・用地取得 | | | | | | 造成工事 | | | | 建築工事 | |
| 港、田の浦、西田・細浦、清水、荒砥、平磯、保呂毛・田尻畑、津の宮・滝浜 | 合意形成・事業計画 | | 測量・実施設計・用地取得 | | | | | | 造成工事 | | | | 建築工事 | |
| 志津川東地区 | 合意形成・事業計画 | | 測量・実施設計・用地取得 | | | | | | 造成工事 | | | | 建築工事 | |
| 志津川中央地区 | 合意形成・事業計画 | | 測量・実施設計・用地取得・埋蔵文化財調査 | | | | | | 造成工事 | | | | 建築工事 | |
| 志津川西地区 | 合意形成・事業計画 | | 測量・実施設計・用地取得 | | | | | | 造成工事 | | | | 建築工事 | |
| その他地区 | 合意形成・事業計画 | | 測量・実施設計・用地取得 | | | | | | 造成工事 | | | | 建築工事 | |

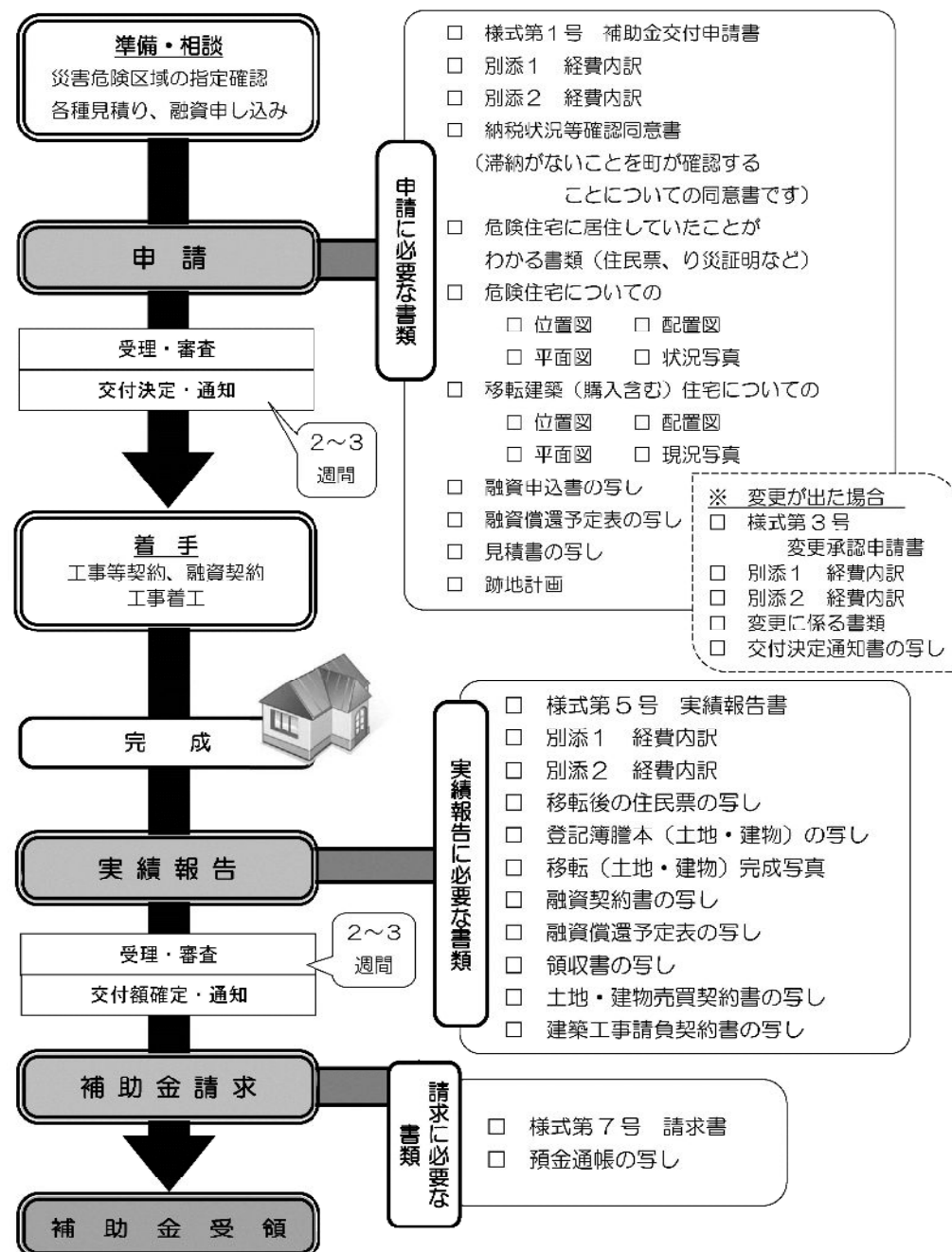
高台移転をすみやかに進めるため、みなさまのご理解とご協力をお願いします

3 かけ地近接等危険住宅移転事業(個別移転)の補助の申請について

災害危険区域の指定日以降、個別移転される方については、かけ地近接等危険住宅移転事業の補助(借入金に対する利子相当額の助成)が利用可能となります。復興事業推進課窓口に必要な書類を用意しておりますのでご利用ください。なお、土地売買契約および建築工事請負契約は、災害危険区域指定日以降に行う必要がありますが、このたびは災害危険区域指定日以前に南三陸町内に個別移転した方を対象に町独自でかけ地近接等危険住宅移転事業と同様の助成をすることとなりました。申込み方法など詳しくは、復興事業推進課までお問い合わせください。

*なお、災害危険区域指定日以前に南三陸町外に移転した方については助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

「かけ地近接等危険住宅移転事業」(個別移転)の手続き



■ かけ地近接等危険住宅移転事業(個別移転)とは

- 震災時に居住していた世帯が対象で、災害危険区域に指定されていることが条件です
- 移転先の土地造成費用、住宅建設費用は自己負担ですが、借入金の利子に対して助成があります

【住宅建設 444 万円まで、土地購入 206 万円まで、住宅用地造成 58 万円まで】

- 引越しや家屋取壊しの補助金があります【78万円まで】

4 戸倉地区まちづくり協議会総会の報告について

平成 24 年 8 月 21 日(火)に、平成 24 年度戸倉地区まちづくり協議会総会が開かれました。総会では、平成 23 年度の活動概要を報告するとともに、これからは、協議会員である西戸、折立、水戸辺、在郷地区の住民の皆様にも参画していただけるように、今後の活動予定が報告されました。

また、平成 24 年度の活動方針として「(仮称)みんなでまちづくりを考える会」によるテーマ別検討、復興まちづくり勉強会の実施を重点テーマとして活動していくことを報告しました。

参加した協議会員からは、これまでの役員会で検討した具体的なまちづくりの内容や、今後のスケジュール等に関する質問がありました。

平成 24 年度 戸倉地区まちづくり協議会総会の概要

開催日時：平成 24 年 8 月 21 日(火)
18 時 30 分～19 時 30 分

開催場所：志津川自然の家
オリエンテーション室

参加者数：57 名

■ 議事内容

- (1) 平成 23 年度の活動報告
- (2) 平成 24 年度の活動方針(案)
- (3) 平成 24 年度の予算(案)
- (4) 規約の改正及び役員改選
- (5) 協議会活動に係る意見交換

平成 24 年度の活動方針

- 「(仮称)みんなでまちづくりを考える会」によるテーマ別検討
- 復興まちづくり勉強会の実施
- 個別相談会の実施
- まちづくりニュースの発行
- 役員会の開催
- 総会の開催

住民の皆様が参画しやすい活動を目指します。

【平成 24 年度の予算】

- 南三陸町「復興まちづくり協議会運営補助」制度の活用
<補助対象経費>年間 50 万円を上限
<資金計画>
 - ・まちづくりニュース郵送経費(年 6 回を予定)
 - ・総会、全体集会等の案内郵送経費(年 6 回を予定)
 - ・まちづくり部会(ワークショップ等)運営経費 等